

延岡市告示第367号

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

延岡市長 首 藤 正 治

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の一部を改正する要綱

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「(別表第2第8項に規定する措置要件に該当するときを除く。)」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

(随意契約の相手方の制限)

第14条 指名停止を受けた有資格者は、当該指名停止の期間中、随意契約の方法による本市の契約の相手方となることはできない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合には、この限りではない。

別表第2第8項中「集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）」を「暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）」に、「改めて指名停止を行う」を「措置要件に該当しなくなったことが確認できるまで期間を延長する」に改め、同表中第12項を第15項とし、第9項から第11項までを3項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の3項を加える。

9 本市契約の履行に当たり、暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められる場合	1箇月以上12箇月以内（当該指名停止の期間満了時において、なお当該下請契約又は購入契約等が継続している場合は、当該下請契約又は購入契約等が終了し、
---	---

	解約され、又は解除されたことが確認できるまで期間を延長する。)
10 本市契約の履行に当たり、暴力団関係者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、本市の指示に従わなかった場合	1 箇月以上12箇月以内
11 本市契約の履行に当たり、暴力団関係者から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第7号に規定する暴力的要求行為を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察署に届け出なかった場合	1 箇月以上 4 箇月以内

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。